

公用車の交換契約に係る一般競争入札の公表（兼「入札説明書」）

このことについて、一般競争入札により契約を締結するので、下記により公表する。

令和6年1月31日

地方独立行政法人青森県産業センター
水産総合研究所長 中田 健一

1 一般競争に付する事項

交換する財産の名称 普通乗用車 1台
詳細は別紙仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第2条各項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県が定める物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する資格等に関する要領第5で規定する競争入札参加資格者名簿に登録され、入札の日までにA又はBの等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

3 入札への参加を希望する者は、別紙様式1の一般競争入札参加資格申請書（以「申請書」という）と関係書類を添えて、以下の(1)～(3)に定めるところにより地方独立行政法人産業技術センター水産総合研究所長宛てに提出しなければならない。

- (1) 申請の時期 令和6年1月31日～同年2月15日まで
- (2) 申請の方法 持参又は郵送(期限までに必着のこと)
- (3) 申請書類の提出先 〒034-0041

青森県十和田市大字相坂字白上 344-10
地方独立行政法人青森県産業技術センター
内水面研究所

※郵送の場合は事前に電話(0176-23-2405)でご一報
願います。

(4) 審査の結果 申請者に対して書面により別途通知する。

4 下取り車両の現物確認等

令和6年1月31日～同年6月26日午後4時30分まで

なお、使用により不在の場合がありますので、現物確認等したい場合は前日までに電話(0176-23-2405)でご一報願います。

5 入札の執行について

(1) 日時 令和6年2月27日 午後3時

(2) 場所 青森県十和田市大字相坂字白上 344-10
地方独立行政法人青森県産業技術センター
内水面研究所 2階 会議室

(3) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の範囲以内で交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせることとする。

(4) 入札条件等

- ① 入札書用紙は、当センターで準備する入札書用紙（別紙様式4）を使用すること。なお、入札用封筒は使用しない。
- ② 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- ③ 入札書には交換差金を記入すること。なお、新規車両及び下取り車両に係るそれぞれの金額を明らかにするため、内訳としてそれぞれの金額を入札書に明示すること。
- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

なお、1回目の入札において落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の再度入札は行わず、その者との随意契約によるものとする。

- ⑤ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（入札書には、消費税及び地方消費税相当額を加算しない額を記載。）

なお、代理人が入札を行う場合は、別紙様式5の委任状に代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

- ⑥ 無効の入札を行った者及び入札を辞退した者は、再度の入札に参加することはできない。
- ⑦ 自動車リサイクル料金一式、登録諸費用、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料は本体価格に含めないものとし、落札者と別途契約する。
- ⑧ 自動車税及び自動車取得税については、当法人は地方税法に基づく非課税法人であるため、入札額には含めないものとする。

- (5)入札保証金
免除する。

6 契約について

(1)契約保証金

① 契約前の納入について

契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除するものとする。

ア 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国、地方公共団体等とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき。

② 納入後の処理について

契約保証金は、受注者が契約を履行した後に返還するものとする。

ただし、納付した者が契約上の義務を履行しないときは、発注者に帰属させるものとする。

(2)契約の締結

落札者決定の日から7日以内とする。

(3)その他

別添「物品交換契約書（案）」のとおり

7 納入期限

令和6年9月30日

8 納入場所

青森県十和田市大字相坂字白上 344-10
地方独立行政法人青森県産業技術センター
内水面研究所

9 一般競争入札参加資格申請書、仕様、契約書案など必要書類

地方独立行政法人青森県産業技術センターホームページにある水産部門内の「車両交換契約」の添付ファイルより、必要書類・資料の電子データを入手のこと。

○公開期間:令和6年1月31日～令和6年2月27日

10 特記事項

- (1)受注者は、当該車両に係る各官公庁等への申請等諸手続をとり、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2)受注者は、試運転、諸試験に要する油代を負担し、残油等についても対価の請求は行わないものとする。

11 その他

(1)無効の入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、申請書に虚偽の事実記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2)暴力団排除に係る特記事項

青森県暴力団排除条例（平成23年3月 青森県条例第9号）の基本理念に則り、入札参加資格者または受注者が暴力団員、または暴力団の関係者であったり、暴力団との交際が明らかになった場合等は、入札参加資格の取り消しや、契約の解除といった措置がとられますので、予めご承知おきください。（詳細は契約書案に添付される「暴力団排除に係る特記事項」を参照）